

あおば事務所のお知らせコーナー

No.110 代表社員 阿久津 渉

○重要 マイナンバーのあおば事務所へのご連絡方法

～マイナンバー法

マイナンバー通知が本格的に始まっております。来年 1 月からはあおば事務所で行う手続きにおいて、雇用保険の被保険者のマイナンバーが必要となります。そこで以前お知らせした内容と重なりますが、あおば事務所への連絡方法など改めてご案内致します。あおば事務所よりマイナンバーをお知らせいただく方の一覧として管理名簿を発送しておりますので、下記の流れでご連絡いただきますようお願い致します。

マイナンバー情報（通知カードの写し、転記メモなど）ご連絡の流れ

1 あおば事務所から、ご連絡頂く方の一覧として「管理名簿」をお送り致しました。

2 ①「管理名簿」の「事業所回収日」欄に従業員の方からマイナンバーを受領した日付を記入してください。

②受領日を記入した「管理名簿」の写しと「通知カードのコピー(又は転記メモ)」を下記のいずれかの方法でご連絡ください。

(出来るだけ平成 27 年 12 月中にお願い致します)

- ・持参（あおば事務所に直接お持ちいただく。）
- ・書留（郵送の場合、必ず記録が残る方法でお送りください。）
- ・電話（人数が 10 名未満の場合はお電話でどうぞ。この場合「管理名簿」の写しは必要ありません。）

3 ご連絡いただいた後の社内でのマイナンバー情報（通知カードの写し、転記メモなど）の取り扱い

- ・自社に残す：安全管理措置を講じてください（鍵付きキャビネットに保管するなど）。
 - ・自社に残さない：マイナンバー情報（通知カードの写し、転記メモなど）があれば廃棄（シュレッダー、焼却、溶解など）。
- ※通知カードのコピーを取る場合はコピー機本体にデータが残らないかを必ずご確認ください。

また、管理名簿と一緒に『特定個人情報の外部委託に関する覚書』を同封しておりますので、内容をご確認いただき、返送くださいますようお願い致します。

○賞与を支給しましたらご連絡ください

～社会保険・雇用保険

冬の賞与についてのお知らせです。賞与を支給した場合は社会保険（年金事務所）での届出が必要になりますので、支給がありましたらあおば事務所までご連絡ください。念のため賞与から個人負担分を天引きする際の保険料率をご案内致します。保険料を計算する際に賞与の総額に千円未満がある場合は切り捨てになりますのでご注意ください。例えば賞与額が 100,500 円なら 100,000 円として計算します。料率は旧政府管掌(埼玉)のもので他県や健保組合等は下記と違うことがあります。

- ・健康保険⇒ 4.965%(埼玉) 4.985%(東京) 4.96%(茨城)
- ・介護保険⇒ 0.79% (40 歳以上 65 歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 8.914%
- ・雇用保険⇒ 0.5%(建設業は 0.6%)

○産業別最低賃金額が決まりました

～最低賃金法

平成 27 年の産業別最低賃金額(埼玉県)が決まりました。適用は 12 月 1 日からとなっております。

○非鉄金属製造業 869 円 ○輸送用機械器具製造業 883 円 ○自動車小売業 882 円

○電子部品・デバイス電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 874 円

○光学機械・レンズ、時計・同部品製造業 883 円 ○各種商品小売業(百貨店や総合スーパー等) 821 円

※あおば事務所の年末年始の休業は、12 月 29 日から新年 1 月 4 日までとさせていただきます。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定（いわゆる月変）に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようお願い申し上げます。

社会保険労務士法人 **あおば労務経営事務所**

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aoaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aoaroumuoffice.com/>

mado@aoaroumuoffice.com (事務手続き用)